

京都動物愛護憲章（仮称）素案 に対する意見募集について



「京都動物愛護センター（仮称）」（愛称：動物愛ランド・京都）キャラクター
京（きょう）ちゃん 都（みやこ）ちゃん

京都府と京都市では、全国で初めて、府市共同で「京都動物愛護センター（仮称）」（愛称：動物愛ランド・京都）を設置します。

これを契機として、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示し、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、よりどころとなる「京都動物愛護憲章（仮称）」を制定します。

この度、「京都動物愛護憲章懇話会」からの御意見等を踏まえ、府民・市民をはじめとした皆様からの御意見をお伺いするために、「京都動物愛護憲章（仮称）」素案を作成いたしました。

動物愛護に関わる府民・市民、団体、事業者の皆様はもちろんのこと、京都に関わるすべての方からの御意見をお待ちしています。

募集締切 平成26年10月10日（金）

応募方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等により御応募ください。
（様式は自由ですが、本リーフレットの「意見応募用紙」も御利用いただけます。）

**応募先及び
問合せ先** 〒604-8571（住所記載不要）京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当
TEL：075-222-4272 FAX：075-222-3416 E-mail：hokeniryou@city.kyoto.jp
ホームページ：http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000170536.html
〒602-8570（住所記載不要）京都府健康福祉部生活衛生課
TEL：075-414-4763 FAX：075-414-4780 E-mail：seikatsu@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ：http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/067/index.html



動物愛護憲章 意見募集 検索

名称 京都動物愛護憲章（仮称）素案

前文

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうるおいのある豊かなまちにすることを目指します。

人と動物が共生する
うるおいのあるまちを
目指します。

わたくしたちと同じようにかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

憲章は一人ひとりが
自分のこととして考え、
行動するためのより
どころです。

本文

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

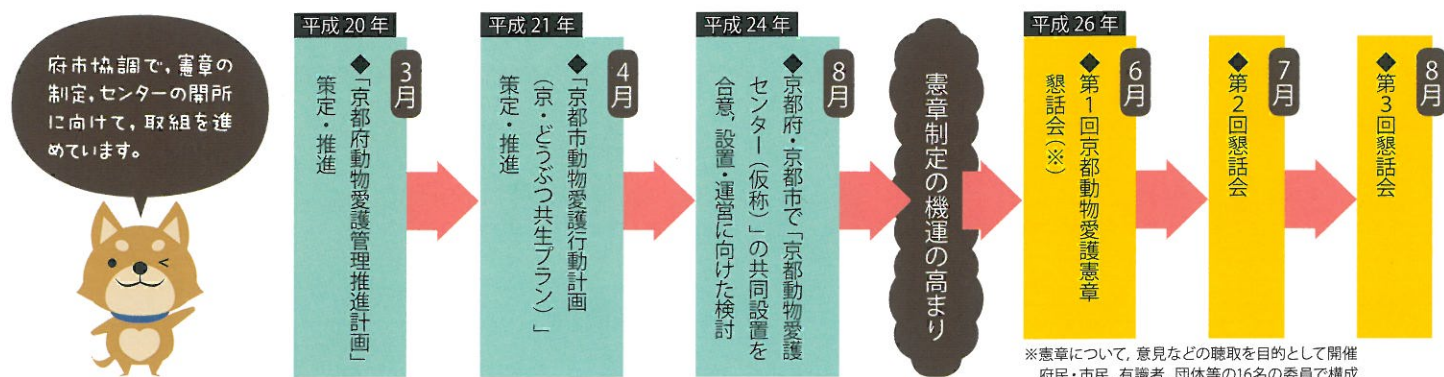
身近なところ・自分
のできることから取
り組んでもらえると
うれしいワン！

取組の例は
こちらだニャン！



前文で定めた理想を達
成するために努めるべき
目標を簡潔に、わかり
やすく、覚えやすい言葉で
表現しています。

◆憲章の制定に向けた取組経過



本文の項目ごとに、努めるべき具体的な取組内容を例示しています。

憲章に基づく取組の例

京都の人々の、動物の命に思いをはせる繊細な心や、他人に迷惑をかけないという美意識の上に立ち、わたしたちは、この憲章に基づいて、様々な立場で動物と関わる中で、例えば、次のようなことに取り組みます。

1. 動物を思いやりましょう。

- ・動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます。
- ・飼い主は、動物の健康や安全に気を配ります。
- ・行政は、飼い主の都合でやむなく殺処分される犬や猫をなくすことを目指します。



1. 動物のことを学びましょう。

- ・飼い主は、動物の習性や飼ううえでのきまりを学びます。
- ・動物取扱事業者は、飼い主に正しい飼い方を伝えます。
- ・テレビや新聞などは、動物の問題についてわかりやすく伝えます。



1. 動物との正しい関わりを考えましょう。

- ・周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。
- ・飼っている犬や猫が迷子になって困らないよう、飼い主がわかるマイクロチップなどを付けます。
- ・日々の生活や科学の発展のため、人がやむなく動物の命を奪っていることについて考えます。

1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

- ・動物を飼う人は、大切な家族として動物が命を終えるまで共に暮らします。
- ・飼い主を失った犬や猫を新たな家族として迎えることを考えます。
- ・行政は、飼われている犬や猫の安易な引取りに応じません。

1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

- ・犬の排せつは自宅ですませます。また、散歩時にやむなくしたふんは必ず持ち帰ります。
- ・猫は室内で飼います。
- ・地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねこ活動」に取り組みます。

◆今後の予定

センターの開所に向けて、平成26年12月に憲章を制定する予定です。



平成 26 年

10月

◆憲章素案の意見募集

イベントに遊びに来てニャ!



《憲章シンポジウムを同時開催》

〔場所〕新風館(京都市中京区)

「Kyoto-Ani-Love Festival」

◆動物愛護イベント

9月21日(日)

◆第4回懇話会

11月

◆「京都動物愛護憲章(仮称)」制定

12月

平成 27 年

4月

◆「京都動物愛護センター(仮称)」(愛称:動物愛ランド・京都)開所

〔近鉄京都線十条駅から徒歩約5分〕

完成イメージ



早く完成してほしいワン!





意見応募用紙



様式は自由ですが、FAX等で送付いただく場合に、この用紙を切り取って御利用ください。

応募先

◆〒604-8571 (住所記載不要) 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当
FAX: 075-222-3416 E-mail: hokeniryou@city.kyoto.jp
ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000170536.html>

◆〒602-8570 (住所記載不要) 京都府健康福祉部生活衛生課
FAX: 075-414-4780 E-mail: seikatsu@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/067/index.html>

♥御意見の記入例

- ・京都動物愛護憲章をぜひ広めてほしい。
- ・「動物との絆」という表現がとてもよいです!



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

*御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ、該当する番号に○を付けてください。

年 齢：1. 20 歳未満 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代
 6. 60 歳代 7. 70 歳代 8. 80 歳代以上
性 別：1. 男性 2. 女性
居住地：1. 京都府内（京都市以外） 2. 京都市内 3. その他



☆
御協力、どうも
ありがとうニャ!!